

関東地方整備局東京湾口航路事務所オープンカウンター方式試行実施要領

(目的)

第1条 この要領は、関東地方整備局東京湾口航路事務所（以下、「当所」という。）が実施するオープンカウンター方式により契約を行う場合の取扱について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 オープンカウンター方式とは、当所が会計法（昭和22年3月31日法律第35号）第29条の3第5項に基づき実施する随意契約（以下、「少額随意契約」という。）において、見積書を徴取する相手方を特定することなく見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第3条 本要領は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下、「予決令」という。）第99条第二号から第七号までに規定するもののうち、本方式によることが適当であると認められるものを対象に試行する。

(参加資格)

第4条 本要領に基づき見積合わせに参加できる者は、他に定めるもののほか、次の各号に該当する者とする。

- 一 予決令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 二 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」及び「物品の買受け」のうちの必要な資格の種類において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、競争参加資格を有しない者でも、同種業務の過去の実績等により十分な履行能力が証明できる場合は、参加を認める場合がある。
- 三 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 四 関東地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止措置要領（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 五 電子調達システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。
- 六 見積りに参加する者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- 七 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(見積書の提出)

第5条 オープンカウンター方式に基づく見積りに関する諸条件は以下のとおりとする。

- 一 オープンカウンター方式による少額随意契約を行う場合は、当所において見積依頼の公示を庁舎内に掲示、ホームページに掲載及び電子調達システムに掲載することをもって見積依頼とする。なお、希望があれば仕様書等を契約担当窓口において交付及びFAXでの送付を行うものとする。
 - 二 見積合わせに参加を希望する者は、本要領及び当所が提示する見積依頼の公示、仕様書等を熟読のうえ見積りしなければならない。
 - 三 紙により見積書を提出する場合は、見積書の様式は任意とするが(ただし、見積依頼において様式及び記載方法等が示されている場合を除く)、住所、商号又は名称、代表者氏名を記載し、また、記載する金額は調達物品等の価格や直接人件費、直接経費の価格、納入場所への輸送費等の諸経費を加算した金額等の内訳及び合計金額を記載し、契約担当官等(会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。)が示した日時までに提出しなければならない。ただし、消費税及び地方消費税の額は記載しないものとする。電子調達システムによる場合は、見積書については前記と同様の様式を内訳書の欄に添付するものとする。
 - 四 見積書の提出にあたっては、電子調達システムによる場合を除き、見積書を、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和〇〇年〇〇月〇〇日見積合わせ〔〇〇〇〇〇〇(件名)〕の見積書在中と朱書した封筒に入れた上で封印し、氏名(法人の場合はその名称又は商号)と親展の旨を明記した外封筒に入れ二重封筒とし、持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。なお、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。
 - 五 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。
 - 六 見積りに際し、納入を行う物品等は仕様書等で示す規格等と同等品以上とする。ただし、仕様書等で示す規格等と異なるもので見積りを行う場合は、見積書の提出前に、その規格等が同等品以上と見なされるかを関係職員へ照会し確認を受けること。特段の照会がなく、仕様書等で示す規格等と異なるものの見積りであった場合は、見積書は無効とし、当該物品の納入は認めないことがある。
- 2 見積参加者は、代理人をして見積りをさせるときには、その委任状を契約担当官等へ提出しなければならない。
 - 3 見積参加者又は見積参加者の代理人は、当該見積合わせに対する他の見積参加者の代理をすることはできない。
 - 4 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。
 - 5 見積参加者は、他の見積参加者と見積り意思、見積り価格又は見積り書その他契約担当

官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行っていないと見積価格を定めなければならない。ただし、第4条第6号に定める関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、これに該当しないものとする。

6 参加資格なしと判断された場合は別途見積参加者宛てに通知する。

(見積合わせ)

第6条 見積合わせは、見積依頼の公示に記載した日時に行う。なお、見積参加者の立ち会いは求めないものとする。

2 提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、見積参加者に対して、再度の見積書の提出を求めることがある。

3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は再度の見積りによっても予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、当該見積合わせは不成立とする。この場合においては、当所において別途選定した者に対し見積りを依頼し、見積合わせを行うことができるものとする。

(見積りの無効)

第7条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

- 一 本要領及び当所が提示する見積依頼の公示、仕様書等による要件を満たしていない者が行った見積り
- 二 委任状を提出していない代理人のした見積り
- 三 代表者の記名及び押印を欠く見積り（電子調達システムによる場合を除く）
- 四 金額を訂正した見積り
- 五 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り
- 六 明らかに連合によると認められる見積り
- 七 同一人の見積りで金額の異なる二通以上の見積り
- 八 電子調達システムを利用するためのICカードを不正に使用した者を見積り
- 九 同一事項の見積合わせについて他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者を見積り
- 十 前各号に掲げるほか、当所の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積り

(契約の相手方の決定)

第8条 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内を見積価格で、当所に最も有利になる見積りを行った者を契約の相手方とする。

2 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、以下によりくじ引きで契約の相手方を決定するものとする。

- 一 同価格の見積りをした者が電子による見積事業者のみの場合
電子による見積事業者が入力した電子くじ番号をもとに電子くじを実施の上、

契約の相手方を決定するものとする。

二 同価格の見積りをした者が電子による見積事業者と紙による見積事業者とで混在する場合

電子による見積事業者が入力した電子くじ番号及び紙による見積事業者が任意で設定した電子くじ番号をもとに電子くじを実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。

三 同価格の入札をした者が紙による見積事業者のみの場合

紙くじを実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。くじ引きの日程は電話等で速やかに通知する。見積事業者がくじ引きに参加することができない場合は、その者に代わって当所の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。

3 見積合わせの結果は、別途見積参加者宛てに通知する。

(契約の締結)

第9条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合には、契約担当官等から交付する契約書案に記名押印し、契約の相手方に決定された日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）にこれを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。なお、契約書は2通作成し、当局と契約の相手方の両者が記名押印との上、各自1通を保管するものとする。

2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、当該見積りはその効力を失うものとする。

3 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方に決定された後、速やかに請書を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

4 契約の相手方が契約を結ばないときは、損害賠償請求を行うことがある。

(その他)

第10条 この要領に基づき見積書を提出した者は、見積書の提出後に本要領、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

2 見積書の作成及び提出等に係る費用は、すべて見積合わせに参加する者が負担するものとする。

3 当局の都合により、見積合わせを取りやめることがある。

4 契約の相手方を決定するために、見積参加者に対し参考見積書や追加資料等の提出を求める場合がある。

5 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

6 契約の相手方が、正当な理由なく業務を履行しない等の不正不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。

(附則)

本要領は、令和2年8月27日から適用する。

(公示文記載例)

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

次のとおり見積書の提出を招請します。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

東京湾口航路事務所長 ○○ ○○

1. オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件名 ○○○○○ (電子調達対象案件)
- (2) 仕様等 仕様書のとおり
- (3) 履行又は納入期間 契約締結日から令和○○年○○月○○日まで
- (4) 履行又は納入場所 神奈川県横須賀市新港町13番地 東京湾口航路事務所
- (5) 電子調達システムの利用

本件は見積合わせを電子調達システムで行う対象案件である。ただし、電子調達システムによりがたい場合は、紙により見積書を提出すること。

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「○○○○」(「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」及び「物品の買受け」のうち必要な資格)で関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、競争参加資格を有しない者でも、同種業務の過去の実績等により十分な履行能力が証明できる場合は、参加を認める場合がある。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 関東地方整備局から「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止措置要領(昭和59年3月31日付け港管第927号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 電子調達システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。
- (6) 見積もりに参加する者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 問合せ先

〒238-0005

神奈川県横須賀市新港町13番地

関東地方整備局 東京湾口航路事務所 総務課 品質管理係

電話 046-828-8364 F A X 046-828-8367

4. 仕様書等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで

(2) 配布場所

① 電子調達システム URL : <https://www.geps.go.jp/>

② 関東地方整備局東京湾口航路事務所ホームページ「入札・契約情報→入札公告→〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」

HPアドレス <https://www.pa.ktr.mlit.go.jp/wankou/bid/index.htm>

③ 上記によりがたい場合は、上記3. に申し出ること。窓口にて配布若しくはF A Xにより送付する。

5. 仕様書等の質問

① 仕様書等に対して質問がある場合は、令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分までに質問書（様式2）を上記3. に持参、F A X又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は必着とする。

② 質問の回答は令和〇〇年〇〇月〇〇日までにF A Xにより回答する。

6. 見積書の提出方法、期限及び場所

(1) 見積書は電子調達システム又は持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下、「持参等」という。）により提出するものとする。

(2) 提出期限

令和〇〇年〇〇月〇〇日 16時00分

(3) 提出場所

上記3. に同じ

(4) 提出方法

① 見積者は、当該調達に要する一切の諸経費を含めた契約金額を見積もるものとする。

② 見積りに当たっては、調達物品、直接人件費、直接経費、諸経費等毎に単価及び金額並びに経費毎の金額の内訳を記載すること（又は様式〇にて提出すること）。ただし、電子調達システムによる場合は、同様の内訳を記載した見積書（様式〇）を内訳書の欄に添付すること。

- ③ 見積書に記載する金額は、紙により見積書を提出する場合は、課税事業者か免税事業者かにかかわらず、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。電子調達システムにより添付する見積書についても、課税事業者か免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。
- ④ 見積りに際し、納入を行う物品等は規格の指定されたものを除き、仕様書等で指定した規格等と同等以上のものとする。指定した規格等と異なる規格で見積を行う場合には、見積書締切日の前日12時までに「仕様等確認書」（様式1）及び商品の規格や仕様等が確認できる資料（カタログの写し等）を添付して上記3. に持参、FAX又は郵送により提出して確認を受けること。なお、確認を受けていない規格外の物品の納入は認めないことがある。
- ⑤ 見積書の宛名は、「分任支出負担行為担当官 東京湾口航路事務所長」宛てとすること。
- ⑥ 持参等により見積書を提出する場合は、見積書を、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和〇〇年〇〇月〇〇日見積合わせ〔〇〇〇〇〇〇（件名）〕の見積書在中と朱書した封筒に入れた上で封印し、氏名（法人の場合はその名称又は商号）と親展の旨を明記した外封筒に入れ二重封筒としないなければならない。
- ⑦ 電子調達システムでは、見積参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、見積参加者が任意で設定した000～999の数字が必要なため、電子による見積者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙による見積者は、見積書の余白に「電子くじ番号〇〇〇」と記載すること。
- ⑧ 参加資格なしと判断された場合は別途見積参加者宛てに通知する。

7. 見積合わせの日時及び場所等

- (1) 日時
令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
- (2) 場所
上記3. に同じ
- (3) その他
見積参加者の立ち会いは求めないものとする。

8. 契約の相手方の決定方法

- (1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で最低価格となる見積りを行った者を契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、以下によりくじ引きで契約の相手方を決定するものとする。
 - ① 同価格の見積りをした者が電子による見積事業者のみの場合

電子による見積事業者が入力した電子くじ番号をもとに電子くじを実施の上、契約の相手方を決定するものとする。

- ② 同価格の見積りをした者が電子による見積事業者と紙による見積事業者とで混在する場合

電子による見積事業者が入力した電子くじ番号及び紙による見積事業者が任意で設定した電子くじ番号をもとに電子くじを実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。

- ③ 同価格の入札をした者が紙による見積事業者のみの場合

紙くじを実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。くじ引きの日程は電話等で速やかに通知する。くじ引きに参加することができない場合は、その者に代わって当局の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。

- (3) 見積合わせの結果は、別途見積参加者宛て通知する。

9. 契約書の作成又は請書の提出の要否

不要

10. その他

- ① 本件の見積参加にあたっては、「関東地方整備局（港湾空港関係）オープンカウンター方式試行実施要領」を熟読すること。
- ② 当局の都合により、見積合わせを取りやめることがある。
- ③ 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法によるものとする。

F A X 0 4 6 - 8 2 8 - 8 3 6 7

仕様等確認申請書

件 名

仕様書等の品目	規 格	同等品として確認する 物品の品目・規格

令和 年 月 日

上記の件について、仕様等の確認を申請いたします。

住所

企業名称

氏名

電話番号

F A X 番号

担当者名

以下の欄は記入しないでください

申請のあった物品は、指定した物品と 同等品以上であること
同等品以上ではないこと を確認しました。

令和 年 月 日

関東地方整備局東京湾口航路事務所

同等品以上として認められない物品の品目、その理由	

令和 年 月 日

質 問 書

「〇〇〇〇〇〇」の（公示、仕様書及び図面）について、以下のとおり質問を提出します。

会社名又は団体名		
住 所		
所 属 部 署		
提出者氏名		
連 絡 先	電話番号	
	F A X	
	メールアドレス	

番号	資料名	項目名 図面名	ページ 図番	行	質問の内容
	公示	〇〇〇	○	○	(記入例) 〇〇については、△△という意味でしょうか。
	仕様書	〇〇〇	○	○	
	図面	〇〇〇	図番 〇〇		

※注意事項

- 1. 質問は、簡潔かつ具体的に記載すること。
- 2. 資料名、質問の内容等は、上記記入例を参考に適宜書き換え記載すること。また、記入欄は必要に応じて追加すること。
- 3. 質問は、公示、仕様書及び図面に関する事項とする。
- 4. 予定価格の類推が可能となる質問事項及び、積算基準等により常識的に判断出来る質問事項は対象外とし、これに該当する質問に対しては空欄回答とする。
- 5. 質問書は持参、FAX又は郵送により提出すること。